

福井県青少年愛護条例施行規則 新旧対照表  
 福井県青少年愛護条例施行規則（平成8年福井県規則第51号）

改正後	改正前
<p>(有害図書等として指定を受けたものとみなす図書等)</p> <p>第3条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める写真または絵画および同項第2号に規定する規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当する写真もしくは絵画または場面とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>不同意性交等</u>その他のりよう辱行為を被写体とし、または描写したもの</p> <p>(6) (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集する。<u>ただし、会長および副会長が在任しない場合にあっては、知事が招集する。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(有害図書等として指定を受けたものとみなす図書等)</p> <p>第3条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める写真または絵画および同項第2号に規定する規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当する写真もしくは絵画または場面とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>強制性交等</u>その他のりよう辱行為を被写体とし、または描写したもの</p> <p>(6) (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>様式第1号（第2条関係）</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p>

改正後	改正前
<p>様式第2号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">成人向コーナー</p> <p>□福井県青少年愛護条例第11条第4項の規定により、青少年（18歳に達するまでの者）は、購入・借受け・閲覧・視聴することができません。</p> </div> <p style="text-align: center;">30センチメートル</p> <p style="text-align: right;">15センチメートル</p>	<p>様式第2号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">成人向コーナー</p> <p>□福井県青少年愛護条例第11条第4項の規定により、青少年（<u>小学校就学の始期から</u>18歳に達するまでの者）は、購入・借受け・閲覧・視聴することができません。</p> </div> <p style="text-align: center;">30センチメートル</p> <p style="text-align: right;">15センチメートル</p>
<p>様式第14号（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">青少年の入場禁止（深夜）</p> <p>□福井県青少年愛護条例第42条の2第1項の規定により、午後11時から翌日の午前4時までの間は<u>青少年（18歳に達するまでの者）は</u>、入場することができません。</p> </div> <p style="text-align: center;">30センチメートル</p> <p style="text-align: right;">20センチメートル</p>	<p>様式第14号（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">青少年の入場禁止（深夜）</p> <p>□福井県青少年愛護条例第42条の2第1項の規定により、午後11時から翌日の午前4時までの間は青少年（<u>小学校就学の始期から</u>18歳に達するまでの者）は、入場することができません。</p> </div> <p style="text-align: center;">30センチメートル</p> <p style="text-align: right;">20センチメートル</p>